

ぐんま優良木材品質認証センター規約

(名称)

第1条 このセンターは、「ぐんま優良木材品質認証センター」（以下「センター」という。）と称し、前橋市西善町524-1 木材振興センター内に事務所を置く。

(目的)

第2条 センターは、群馬県内で生産される木材製品および県外 J A S 認定工場で生産される群馬県内産素材のみを原材料とする加工製品の品質及び性能の確保を図り、優良な木材製品を消費者に安定的に供給することにより、本県の林業及び木材産業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ぐんま優良木材製品の認証に関すること。
- (2) ぐんま優良木材生産工場の認証及び取り消しに関すること。
- (3) ぐんま優良木材製品の認証についての指導及び調査に関すること。
- (4) ぐんま優良木材製品の普及啓発に関すること。
- (5) ぐんま優良木材使用住宅証明書の発行に関すること。
- (6) ぐんまゼロ宣言住宅設備設置証明書の発行に関すること。
- (7) 認証ラベル等印刷物の交付に関すること。
- (8) ぐんま優良木造住宅建設業者登録制度に関すること。
- (9) ぐんまゼロ宣言住宅促進事業に関すること。
- (10) その他センターの目的を達成するために必要な事業

(経費)

第4条 センター事業の実施に係る経費は、次の収入をもってあてる。

- (1) 補助金
- (2) 手数料
- (3) 認証ラベル等資材の販売費
- (4) 負担金
- (5) 登録料

2 前項の手数料、登録料の額は以下のとおりとする。

(1) ぐんま優良木材生産工場認証手数料	1年当たり	25,000円
(加工製品の包括認証を受ける場合は、1年当たり		35,000円)
(県外のぐんま優良木材生産工場の場合は、1年当たり		35,000円)
(2) ぐんま優良木材製品認証手数料	1m ³ 当たり	1,200円
(3) ぐんま優良木材使用住宅証明手数料	1件当たり	10,000円
(4) 県産材合板はラベル相当手数料	1枚当たり	2円
(5) ぐんま優良木造住宅建設業者登録料	1件当たり	25,000円 (新規) 12,000円 (継続)
(6) ぐんま優良木材認証工場定期検査手数料	1年当たり	25,000円 (県外のぐんま優良木材生産工場の場合は、1年当たり 60,000円、 なお、既登録業者で、その系列会社が登録をし、同一地域内 (市町村単位) に工場 がある場合は、1年当たり 30,000円)

3 収めた手数料、登録料は理由のいかんにかかわらず、返還しないものとする。

(構成)

第5条 センターは、別表1に定める団体をもって構成する。

(委 員)

第6条 センターの運営は、構成団体から推薦された委員をもって構成する委員会を組織して行うものとする。

2 委員の数は15人以内とし、1構成団体3人以内とする。

3 委員の中から互選により会長1名、副会長2名、監事2名を選任する。

4 会長は、センターを代表し、業務を統括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長が事故又は欠員のときはあらかじめ委員会においてさだめた順位にしたがい、その職務を代理し、又は代行する。

6 監事は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、補欠のために指名された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の義務)

第8条 委員は、法令及びぐんま優良木材品質認証センター規約（以下「規約」という。）並びに委員会の議決を尊重し、センターのためその職務を遂行しなければならない。

(職 員)

第9条 センターの職員は、一般社団法人群馬県木材組合連合会の職員が兼務する。

(委員会)

第10条 委員会は必要に応じて会長が召集する。

(議 決)

第11条 委員会の議事は、委員の過半数が出席し、その過半数で決する。

(書面議決)

第12条 委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について書面により委員会の議決に加わることができる。

(議決事項)

第13条 委員会においては会長が議長となり、規約に定めるもののほか、次の事項を審議し、議決する。

(1) 規約の変更に関すること。

(2) ぐんま優良木材生産工場認証規程及びぐんま優良木材製品品質規格基準に関すること。

(3) 構成員の加入又は脱退に関する事項

(4) 事業計画及び収支予算の承認に関する事項。

(5) 事業報告及び収支決算の承認に関する事項。

(6) ぐんま優良木材生産工場の認証及び取り消しに関する事項。

(7) 手数料に関する事項。

(8) その他業務の執行に関する事項で、委員会が必要と認める事項

(検査員)

第14条 センターは、第3条第1項に掲げる事業を行うため、製品認証検査及び証明書発行等事業の円滑な実施を確保するため検査員（以下「検査員」という。）を置くことができる。

- 2 検査員は、委員会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 検査員は、別に定める細則に基づき、製品の認証検査を行うものとする。
- 4 検査員は、必要に応じて委員会及び審査会等において、検査結果を報告する。

(専門委員)

第15条 センターは、必要に応じて認証基準等に関する専門的な知識を有する専門委員（以下「専門委員」という。）を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 専門委員は、委員会及び審査会等において、専門事項について意見を具申する。

(事業年度)

第16条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

(その他)

第17条 この規約で定めるもののほか、必要な事項については要領で定めるものとする。

付 則

この規約は、平成10年 4月 1日から施行する。

この規約は、平成14年 4月 1日から施行する。

この規約は、平成15年 4月 1日から施行する。

この規約は、平成17年 2月 25日から施行する。

この規約は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規約は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規約は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規約は、平成25年 2月 14日から施行する。

この規約は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規約は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規約は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この規約は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規約の第4条第2項に規定する手数料、登録料の額は、令和7年度事業から適用する。

別表 1

一般社団法人 群馬県木材組合連合会
群馬県森林組合連合会
群馬県素材生産流通協同組合
一般社団法人 群馬県木造住宅産業協会
一般社団法人 群馬県建築士事務所協会
一般社団法人 群馬建築士会